

兵庫県公報

平成20年 3月26日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

条 例	ページ
兵庫県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（病院局経営課）.....	1
兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）.....	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第31号）

健康保険法及び老人保健法の規定に基づく診療報酬の算定方法を定める告示が廃止されるとともに、新たに健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法を定める告示（以下「新告示」という。）が定められたことに伴い、兵庫県立病院の利用に係る料金の額を新告示により算定した額とする旨定める等、次の条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 2 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例
- 3 使用料及び手数料徴収条例
- 4 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例

●兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第32号）

部制の改編に伴い、常任委員会の名称及び所管事項に係る規定について、所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第31号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

- (1) 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）第3条第2項
- (2) 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）第7条第3項第1号
- (3) 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第2健康福祉事務所使用料及び手数料の款
- (4) 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第22号）第10条第3項の表診療所の利用者の項(1)

附 則

この条例は、平成20年 4月1日から施行する。

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第32号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「県民政策部の所管に関する事項」を削り、「企画管理部」を「企画県民部」に改め、同項第 2 号中「健康生活委員会」を「健康福祉委員会」に、「健康生活部」を「健康福祉部」に改め、同項第 4 号中「農林水産委員会」を「農政環境委員会」に、「農林水産部」を「農政環境部」に改め、同項第 6 号中「企画管理部教育・情報局教育課及び大学課」を「企画県民部教育・情報局教育課及び大学課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定（「健康生活委員会」を「健康福祉委員会」に改める部分に限る。）及び同項第 4 号の改正規定（「農林水産委員会」を「農政環境委員会」に改める部分に限る。）は、同年 6 月に招集される兵庫県議会の定例会の会期中において議長の定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前における常任委員会の所管については、改正後の兵庫県議会委員会条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。